海外療養費の不正請求対策について

海外で療養等を受けた場合の費用（海外療養費）について、不正請求に対する対策を強化しています。

１　海外療養費の支給申請に対する審査の強化について

海外療養費の支給申請があった場合には、パスポート等の提示を求めることにより、 海外において療養等を受けたとされる被保険者の渡航の事実や、支給申請に係る療養等が当該渡航期間内に行われたものであることを確認する。

２　海外療養費の支給申請書等の審査について

海外療養費の支給申請書等並びにこれを添付することとされている診療内容明細書及 び領収明細書（以下「支給申請書等」という。）の審査にあたって、事実等が見受けられるか確認する。

①　海外において療養等を受けたとされる被保険者ごとの、過去の支給申請書等の点検や、支給申請書等と診療（調剤）報酬明細書との照合の実施

 例：国内において慢性疾患を係る療養等を受けていないにもかかわらず、海外にお いて慢性疾患に係る療養等を受けている場合

②　外国語で記載された診療内容明細書又は領収明細書について添付されている翻訳 文とは別の翻訳の実施

③　診療内容明細書又は領収明細書の記載の筆跡の確認

④　申請書等に記載されている医療機関等の名称・所在地等の情報に係るインターネット等による確認

３　海外において療養等を受けた事実等の確認について

療養等を受けたとされる海外の医療機関等に対して、文書等により、支給申請に係る療養等が行われた事実の有無や、行われた療養等の内容を照会する（申請が円滑に行えるよう、情報提供をすることに対する同意を得る）

４　海外療養費の不正請求事例への対応について

次のような場合は、警察本部又は警察署の相談を行い連携を図る。

①　不正請求として不支給決定を行った場合、又は過去に行った支給決定が不正請求 によるものであったことが判明した場合

②　不正請求と認めるには至っていないものの、支給申請や審査の過程で不正請求の 疑いがあると判断した場合